

令和 8 年度 目黒区地域公共交通会議【第 1 回】

日時：令和 8 年 8 月 25 日（火）10：00～

場所：中目黒スクエア 2 階 中目黒住区センター 205・206 会議室

（東京都目黒区中目黒二丁目 10 番 13 号）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（１）東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について

（２）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

4 閉会

<配布資料>

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料 1 | 目黒区地域公共交通会議委員名簿 |
| 資料 2 | 目黒区地域公共交通会議等要綱及び傍聴要綱 |
| 資料 3 | 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について |
| 資料 4 | 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について |
| 資料 5 | 令和 7 年度第 2 回目黒区地域公共交通会議議事概要 |

以 上

目黒区地域公共交通会議委員名簿

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	街づくり推進部長	照井 美奈子
2		都市計画課長	小林 博
3		都市基盤整備課長	山下 晃由
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の 代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課 路線計画調整担当課長	戸澤 光一
5		東急バス株式会社運輸事業部 計画部計画グループ課長	亀山 雄一郎
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部長	宮下 誠
7		京王電鉄バス株式会社 運輸営業部乗合事業担当課長	三浦 祐介
8	一般旅客自動車運送事業者が組織 する団体の代表者又はその指名する 者	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	富樫 秀樹
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部部长	丸田 喜智
10	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
11		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
12		目黒区竹の子クラブ連合会	鈴木 清崇
13		公募	笹薮 今日子
14		公募	浅野 文昭
15	国土交通省関東運輸局長又はその 指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	川村 英樹
16	一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体 の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会長	大貫 幸三
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイク部会幹事	堀田 貴彦
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	岡村 隆行
19		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	丸 友文
20		目黒区都市整備部土木管理課長	久能 淳
21	交通管理者	警視庁交通部交通規制課管理官(調査 担当)	開地 宣彰
22		警視庁目黒警察署交通課長	瀧山 幸二
23		警視庁碑文谷警察署交通課長	高田 祐一
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

 前回から変更

目黒区地域公共交通会議等要綱

令和 8 年 4 月 1 日

目 都 整 第 3 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区附属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）及び目黒区地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交通会議及び運賃等協議会を組織及び運営する。

(所掌事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

2 運賃等協議会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果等を交通会議へ報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(交通会議の組織)

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 目黒区街づくり推進部長
- (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
- (3) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 区民
- (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 交通管理者
- (11) 学識経験者
- (12) その他区長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、

再任を妨げない。

- 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第11号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、街づくり推進部都市基盤整備課において指名した者とする。

(運賃等協議会の組織)

第5条 運賃等協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者

(会長)

第6条 交通会議及び運賃等協議会にそれぞれ会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者（運賃等協議会にあつては、第5条第1項第1号に掲げる者）をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議及び運賃等協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員（運賃等協議会にあつては、構成員）の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第4条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。
- 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 6 交通会議の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(運賃等協議会の運営)

第8条 運賃等協議会は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 第5条第1項第2号及び第4号に掲げる構成員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として運賃等協議会に出席させることができる。
- 3 運賃等協議会の議決を要する事項は、出席構成員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とする。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

5 運賃等協議会の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(会議の公開)

第9条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃等協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

この要綱は、令和5年10月20日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年1月15日より施行する。

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1（第4条関係）

No.	要綱第4条の委員	所属
1	目黒区	街づくり推進部長
2		都市計画課長
3		都市基盤整備課長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課路線計画調整担当課長
5		東急バス株式会社 運輸事業部計画部計画グループ課長
6		小田急バス株式会社バス事業本部計画部長
7		京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
8	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部部长
10	区民	目黒区町会連合会
11		目黒区商店街連合会
12		目黒区竹の子クラブ連合会
13		公募
14		公募
15	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会長
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会ハイク部会幹事
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所管理第一課長
19		東京都建設局第二建設事務所管理課長
20		目黒区都市整備部土木管理課長
21	交通管理者	警視庁交通部交通規制課管理官（調査担当）
22		警視庁目黒警察署交通課長
23		警視庁碑文谷警察署交通課長
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部准教授

別表第2（第5条関係）

No.	要綱第5条の構成員	所属
1	目黒区	都市基盤整備課長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東急バス株式会社 運輸事業部計画部計画グループ課長
3	区民	目黒区町会連合会
4	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官

目黒区地域公共交通会議傍聴要綱

令和4年3月22日

目都政第1664号

（目的）

第1条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 交通会議は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

（会議の傍聴）

第3条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 二 酒気を帯びていると認められる者。
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者。
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。
ただし第8条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者。

（定員）

第5条 傍聴人の数は、会長が定める。

（議場の立入禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。
ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

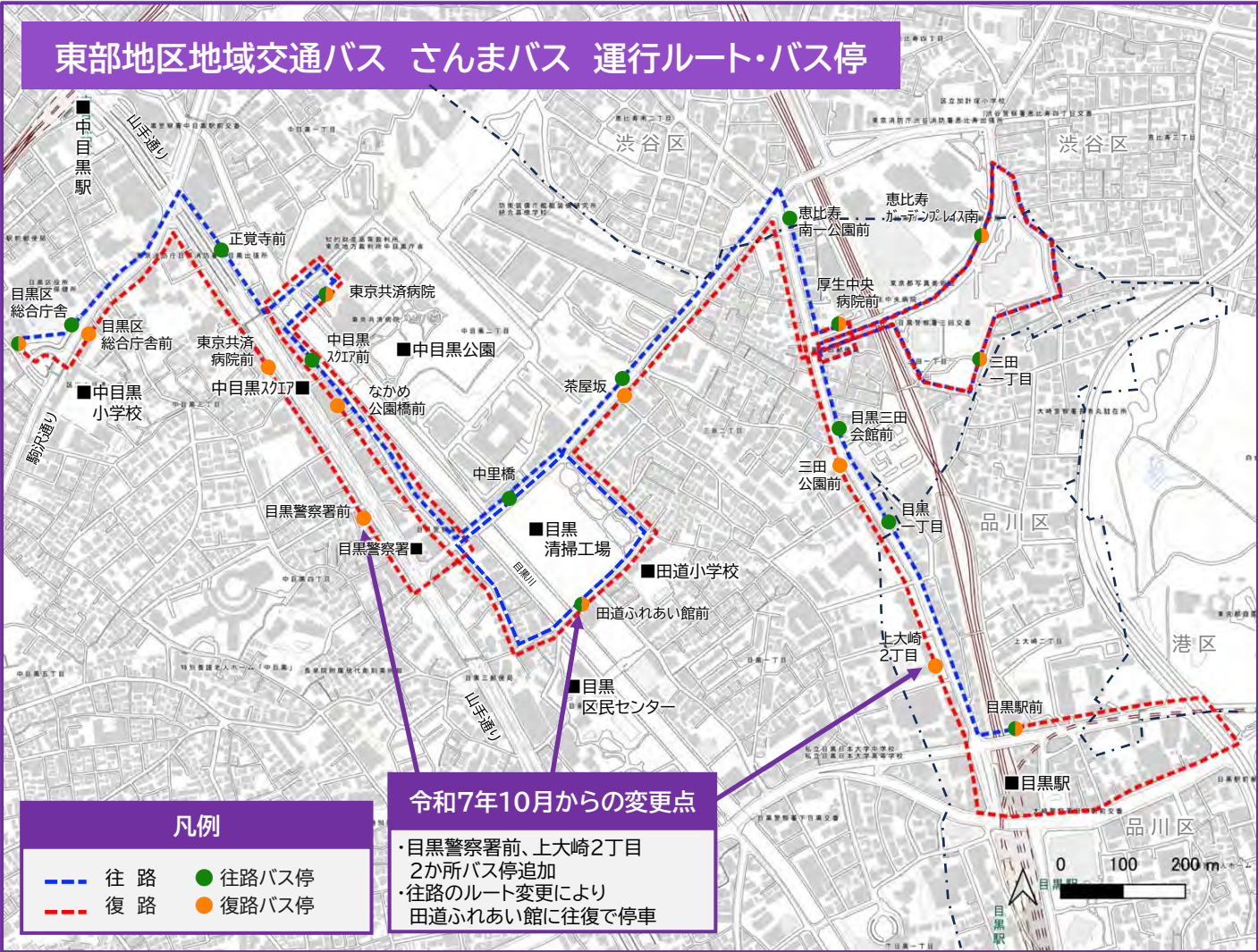
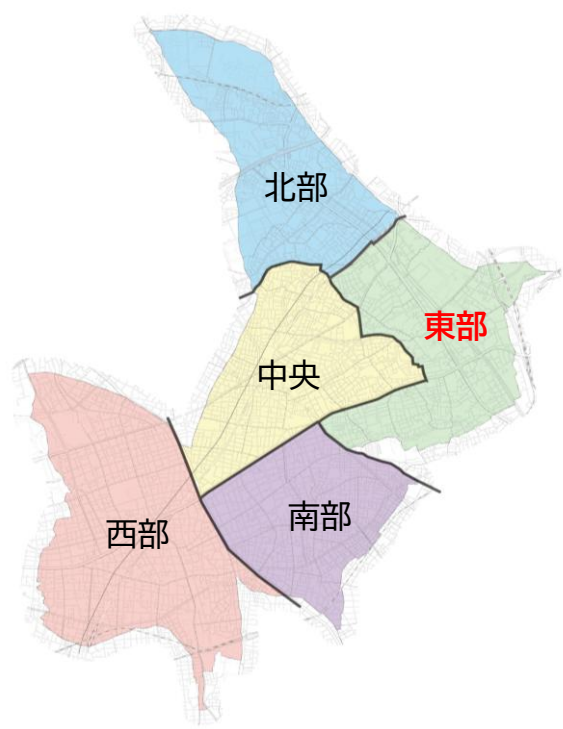
この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

東部地区の地域交通導入の実績と 今後の進め方について

1. 東部地区の取組経過

名称	メンバー構成	対象地域
東部地区交通協議会	町会(目黒三田、一・一、下目黒一丁目、田道、中二北、中目黒八幡)、 住区(田道、中目黒)、PTA、近隣施設等の関係者	三田1～2丁目、目黒1～3丁目、 中目黒1～4丁目、目黒区施設周辺

目黒区の5地区



1. 東部地区の取組経過

- ・令和6年3月に、東部地区地域交通バス(さんまバス)の実証運行を開始し、令和7年10月にはバス停の追加・ルート変更・ダイヤ改訂を実施。
- ・令和8年4月からは運賃の負担軽減として高齢者割引を実施。令和8年5月からはGoogleマップへのさんまバスのバス停情報の掲載を実施。
- ・令和8年6月からはGoogleマップの操作手順チラシの配布を実施。令和8年7月はニュースレターを配布した。

R6年3月

さんまバス実証運行開始(令和6年3月26日)
・4月～6月：1日6便運行 ・7月～：1日12便運行

R7年10月

・ ルート変更、停車バス停の追加、1日11便運行

R8年3月

・ 桜まつりでのさんまバスの広報活動を実施 ※①

R8年4月

- ・ 運賃改定、高齢者割引、PR動画 ※②
- ・ 4月21日 東部地区協議会
 - ・ R7の実績とアンケート結果の報告
 - ・ 利用促進策として高齢者割引の実施と実績報告

R8年5月

・ Google マップへのさんまバスの路線情報を掲載

R8年6月

- ・ Google マップの操作手順チラシの作成 ※③
- ・ 田道ふれあい館内高齢者センターでのスマートフォンに関連する講座で配布

R8年7月

- ・ ニュースレター配布
- ・ 東部地区約16,000件に配布

①桜まつりでの広報活動



② PR動画(目黒区総合庁舎1F西口ロビー)



③ Google マップの操作手順チラシ



2.さんまバスの利用状況

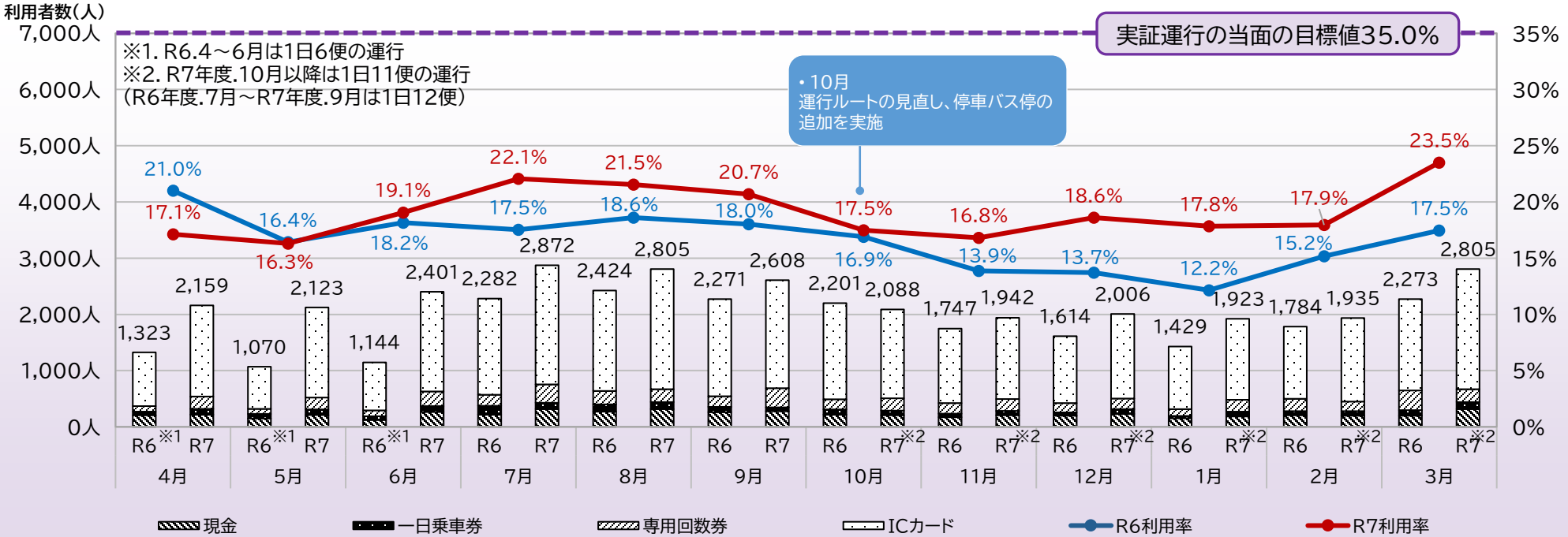
- ・利用率は1日12便運行の4～9月平均が19.5%、1日11便運行の10～3月平均が18.7%、令和7年度全体の平均では19.1%となっている。
- ・4～9月の間は2,100人/月超、減便後も約2,000人/月の人が利用しているが、利用率は実証運行の当面の目標値35.0%には達していない。
- ・令和7年10月に実施したバス停の追加及び運行ルートの見直しにより、令和7年度の10月～3月の利用率が令和6年度の10月～3月と比較して増加している。

(1)利用者数・1便当たりの乗車人数と利用率の推移（R7年度実績）

※バス停追加、ルート・ダイヤ変更に伴い1日11便での運行に変更

	1日12便						1日11便※						備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利用者数	2,159人	2,123人	2,401人	2,872人	2,805人	2,608人	2,088人	1,942人	2,006人	1,923人	1,935人	2,805人	現金、一日乗車券 専用回数券、ICカード
1日当たり 利用人数	72.0人/日	68.5人/日	80.0人/日	92.6人/日	90.5人/日	86.9人/日	67.4人/日	64.7人/日	71.6人/日	68.7人/日	69.1人/日	90.5人/日	利用者数÷運行日数
1便当たり 利用人数	6.0人/便	5.7人/便	6.7人/便	7.7人/便	7.5人/便	7.2人/便	6.1人/便	5.9人/便	6.5人/便	6.2人/便	6.3人/便	8.2人/便	利用者数÷運行日数÷運行 便数
R7年度 利用率	17.1%	16.3%	19.1%	22.1%	21.5%	20.7%	17.5%	16.8%	18.6%	17.8%	17.9%	23.5%	1便当たりの乗車人数 ÷乗車定員(35人)×100

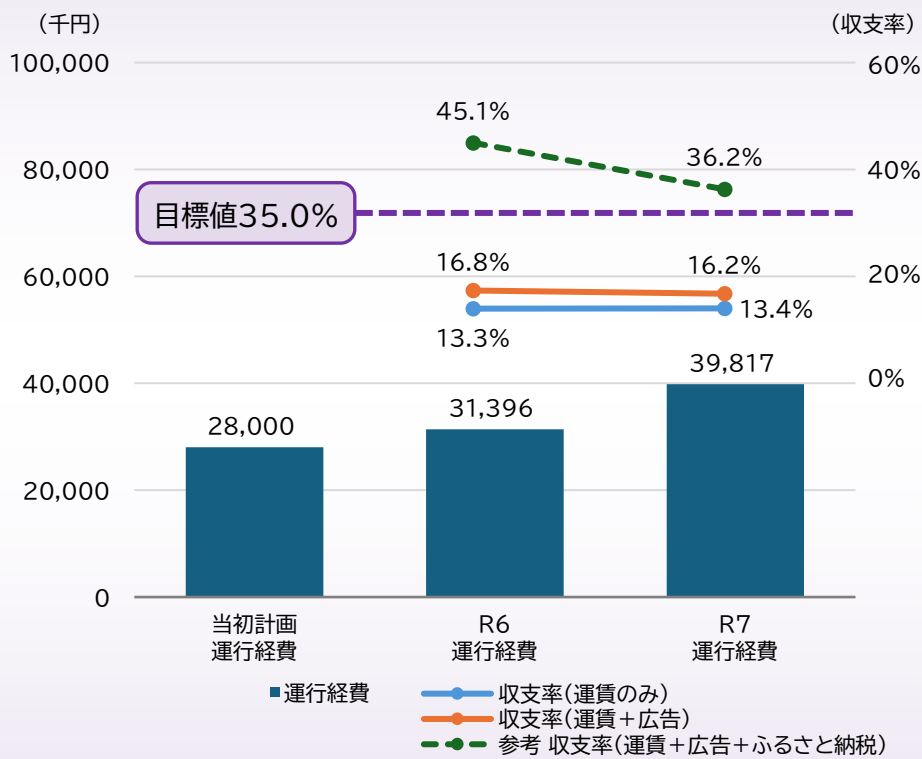
■月別総利用人数(運賃ベース)/利用率（R6年度・R7年度実績比較）



2.さんまバスの利用状況

- 令和7年度の運行経費による収支率は運賃収入のみでは13.4%、運賃収入＋広告収入で16.2%となっている。運賃収入＋広告収入では令和6年度の16.8%と比較して令和7年度は低下しており、当面の目標値35%には達していない。
- 人件費や電気料金の高騰を受け、運行経費が増加しており、運賃収入は増加しているが、収支率は低下している。なお運行経費については今後増加が見込まれる。

年間運行経費の比較



年間利用人数・年間運行収入の詳細

	R6年度	R7年度	増減
利用人数	21,562人	27,667人	6,105人
運賃収入	約4,179千円	約5,321千円	1,142千円
広告収入 (バス車両ラッピング、 車内吊広告)	約1,091千円	約1,119千円	28千円
運行支援寄付の実績 (参考)	約8,891千円 (寄付件数89件)	約7,986千円 (寄付件数68件)	▲905千円

1便あたりの利用者数

	利用者数
R6年度(往復)	5.8人／便
R7年度(往復)	6.7人／便
目標値(往復)	12.2人／便

年間運行経費

	運行経費	増減
当初計画運行経費	約28,000千円	－
R6実績運行経費	約31,396千円	3,396千円
R7実績運行経費	約39,817千円	8,421千円 (R6からの増減)

運賃・広告収入と収支率

	R6実績運行経費	R7実績運行経費	備考
運賃のみ	13.3%	13.4%	合計運賃収入÷運行経費
運賃＋広告	16.8%	16.2%	(合計運賃収入＋広告収入)÷運行経費
(参考)運賃＋広告＋運行支援寄付	45.1%	36.2%	(合計運賃収入＋広告収入＋運行支援寄付)÷運行経費

実績運行経費

燃料費高騰等の外的要因を踏まえ、1年間の運行にかかった費用

当初計画運行経費

実証運行前に運行事業者が示した 当初計画の運行経費見込み額

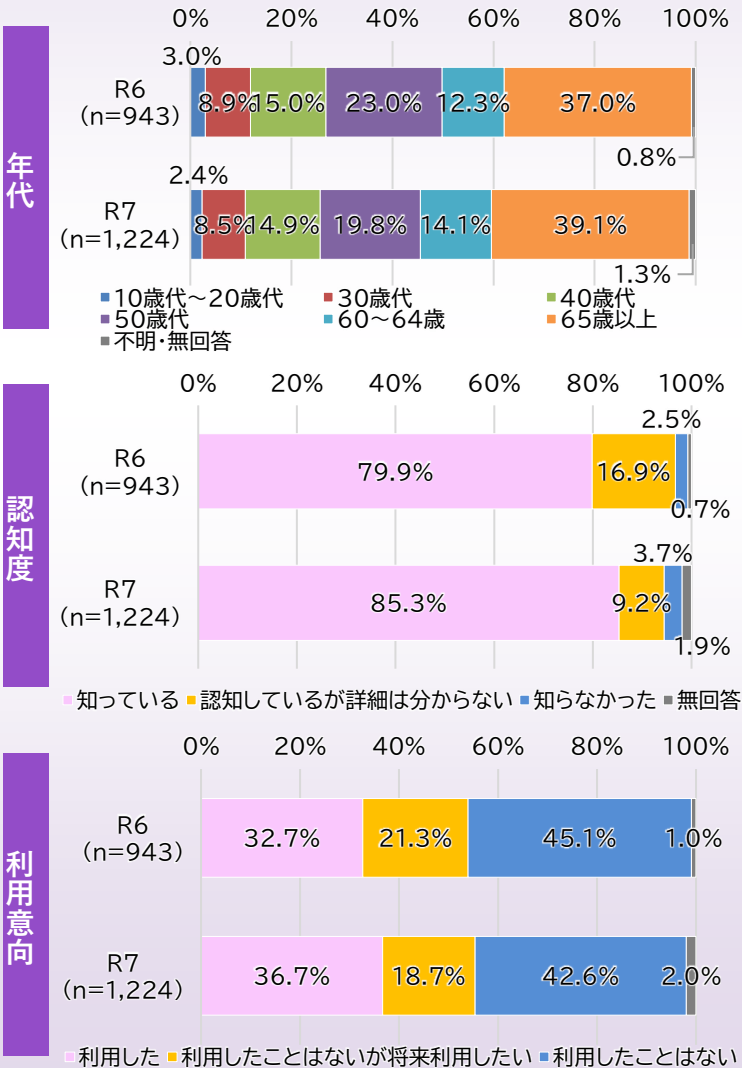
3. アンケート調査結果

- ・さんまバスの実証運行の認知度や利用傾向、満足度を把握し、より良いサービスとするためにアンケート調査を実施した。
- ・認知度や利用意向は令和6年度のアンケート調査から増加している。
- ・居住地別の回答数をみると、ルートの見直しを行った付近の目黒一丁目からの回答数が令和6年度から大きく増加しており、興味関心が高まっていることが窺える。

■アンケート調査の概要

項目	内容
実施目的	さんまバス運行開始後の満足度について把握する
対 象	東部地区内ポスティング15,267世帯へアンケート調査を実施
回答件数	合計1,224件 回答率 約8.0% (内訳:紙772件、WEB452件)
回答期間	令和7年11月25日(火)～令和7年12月25日(木)
回答方法	アンケート用紙に同封されたはがきにて郵送回答 / WEB回答
アンケート項目	●さんまバスの実証運行の認知について ●さんまバスへの回答者の考えについて ・さんまバスを利用したことがあるか ・利用した際の目的、利用日時、利用頻度について ・ご乗車時に利用したバス停について ・さんまバスを利用していない理由について ●さんまバスの実証運行による印象について ・満足度(移動利便性向上、外出機会増加、地域コミュニティへの参加機会増 等) ・さんまバスの運行によって免許返納がしやすいと思うか ・さんまバスの利用促進施策の認知度ならびに利用しやすくなるかどうかの印象 ・地域の皆さんにさんまバスを利用してもらうための改善点

■アンケート結果の概要(R6とR7の比較)

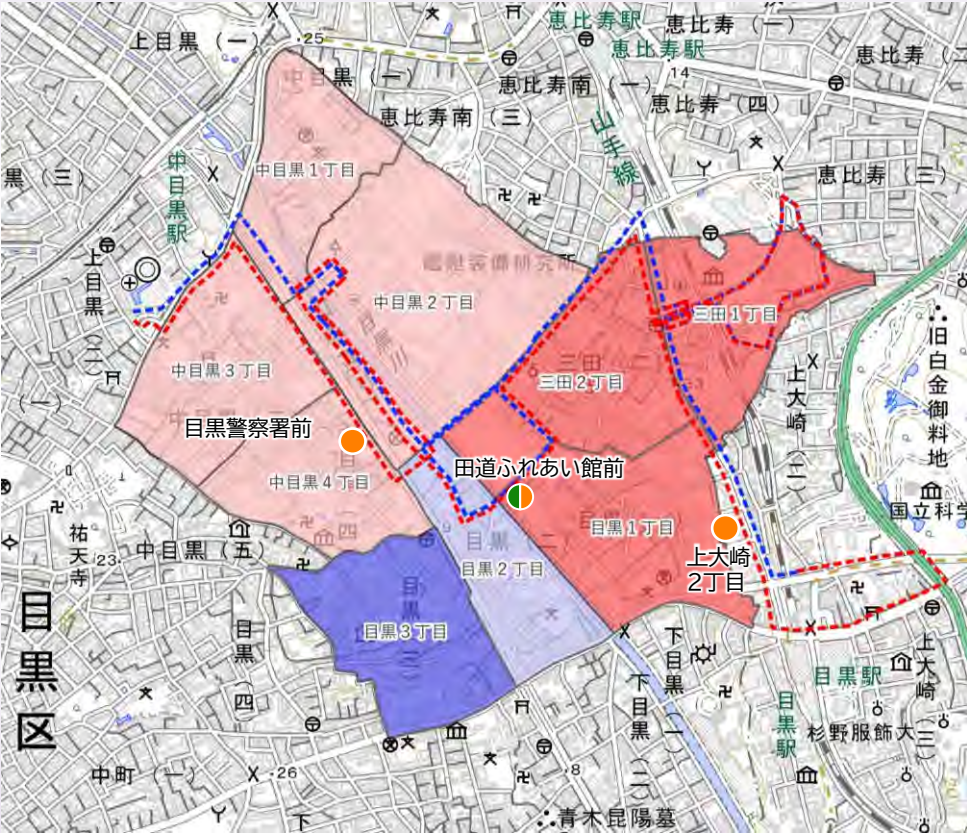


居住地		0	100	200	300
目黒区三田一丁目	R6	139			
	R7	183			
目黒区三田二丁目	R6	183			
	R7	230			
目黒区目黒一丁目	R6	126			
	R7	196			
目黒区目黒二丁目	R6	126			
	R7	145			
目黒区目黒三丁目	R6	7			
	R7	12			
目黒区中目黒一丁目	R6	80			
	R7	84			
目黒区中目黒二丁目	R6	67			
	R7	74			
目黒区中目黒三丁目	R6	74			
	R7	103			
目黒区中目黒四丁目	R6	98			
	R7	130			
それ以外	R6	21			
	R7	28			
不明・無回答	R6	22			
	R7	39			

3. アンケート調査結果

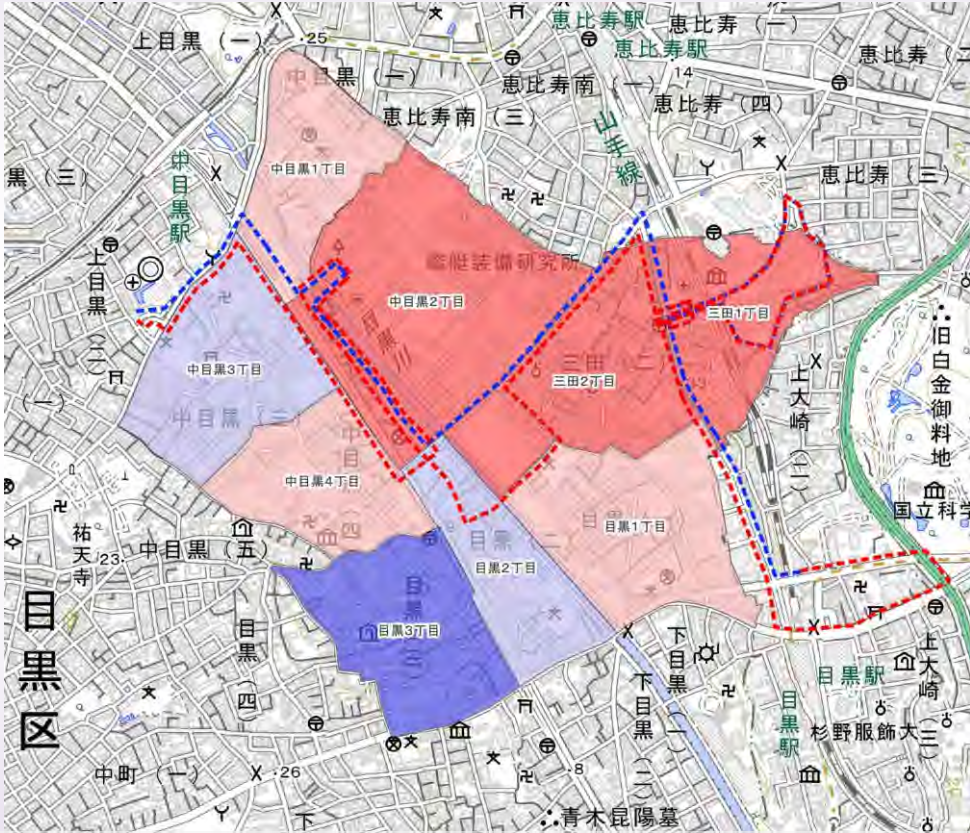
- ・さんまバスを含んだ路線バスの利用状況を令和4年度アンケート(実証運行前)と令和7年度を比較すると(左図)、さんまバスの運行路線沿線の三田1丁目・2丁目、目黒1丁目、中目黒1～4丁目で増加傾向にある。
- ・令和6年度における増加率(右図)との比較では、目黒1丁目と中目黒3丁目で増加傾向が顕著であり、田道ふれあい館前へのルートの見直しや、上大崎2丁目等のバス停の追加の効果があったと思われる。

路線バス利用割合の増加率 (R4調査結果とR7調査結果の増減)



※よく利用する移動手段について、令和4年度は単一回答、令和7年度は3つまでの複数回答としたため回答の重みづけ処理(例:2つ回答した場合はそれぞれ0.5として集計)を行い分析を実施している。

路線バス利用割合の増加率 (R4調査結果とR6調査結果の増減)



※よく利用する移動手段について、令和4年度は単一回答、令和6年度は3つまでの複数回答としたため回答の重みづけ処理(例:2つ回答した場合はそれぞれ0.5として集計)を行い分析を実施している。

凡例

-5%以上減少

-5~0%減少

0~5%増加

5%以上増加

往路(総合庁舎~目黒駅前)

復路(目黒駅前~総合庁舎)

復路のみ停車の追加バス停

両方向停車になったバス停

凡例

-5%以上減少

-5~0%減少

0~5%増加

5%以上増加

往路(総合庁舎~目黒駅前)

復路(目黒駅前~総合庁舎)

3. アンケート調査結果

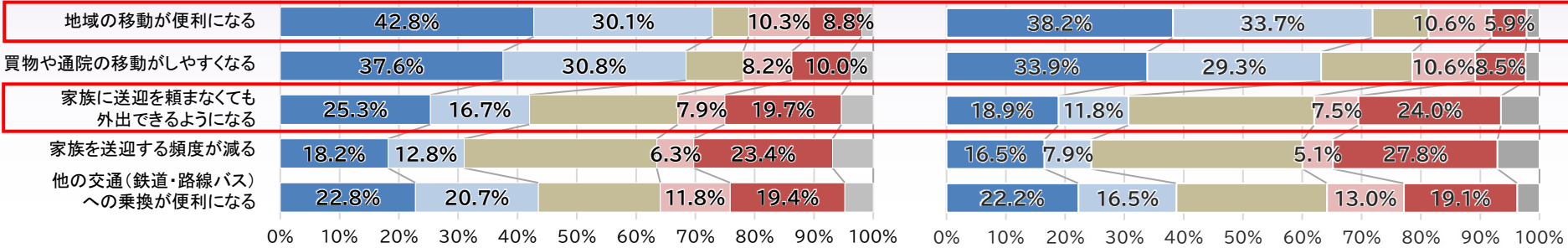
- ・利用者・利用意向のある人に絞った地域交通への印象を令和6年度アンケート調査と比較すると、すべての項目で「そう思う」「ややそう思う」の回答割合の合計が増加しており、満足度が向上している。
- ・特に、「地域の移動が便利になる」が令和6年度同様に最も評価が高く約73%を占めている。
- ・また「外出の頻度が増える」・「送迎を頼まなくても外出できるようになる」等肯定的な回答が約10%程度増加した項目もみられる。
- ・評価の視点別では、「地域のコミュニティについて」が他の視点と比べ肯定的な回答割合は低く、今後改善すべき課題として挙げられる。

■令和6年に実施したアンケート調査との比較

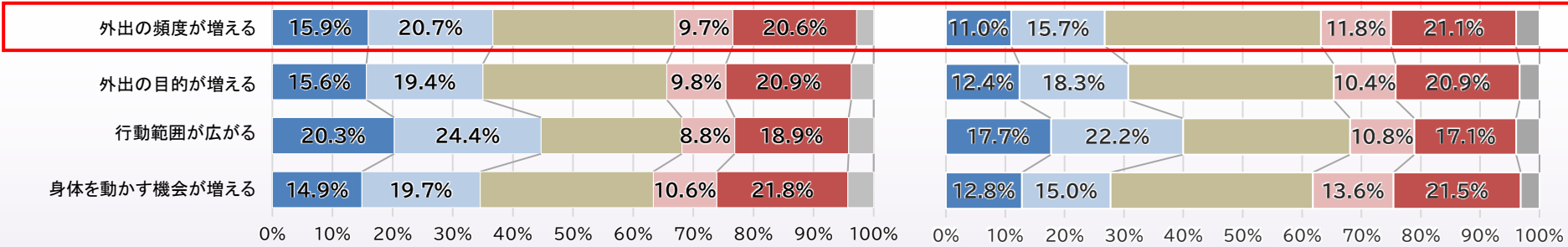
①交通の利便性について

令和7年度回答結果 n=671（利用した・将来利用したい）

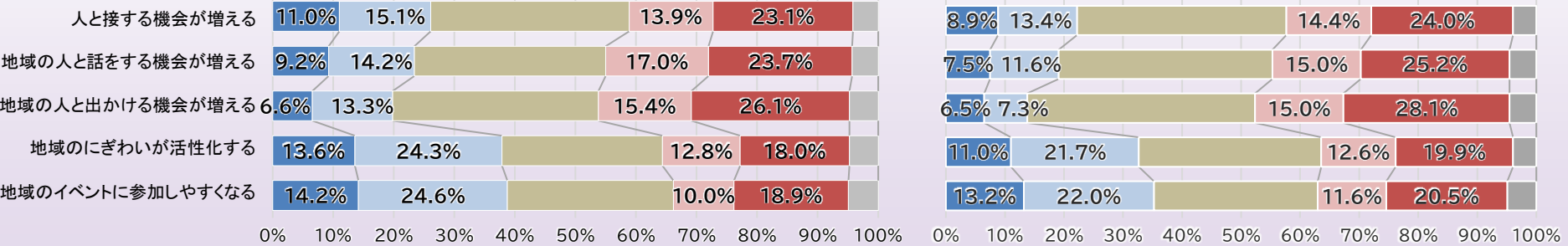
令和6年度回答結果 n=508（利用した・将来利用したい）



②外出の機会について



③地域のコミュニティについて

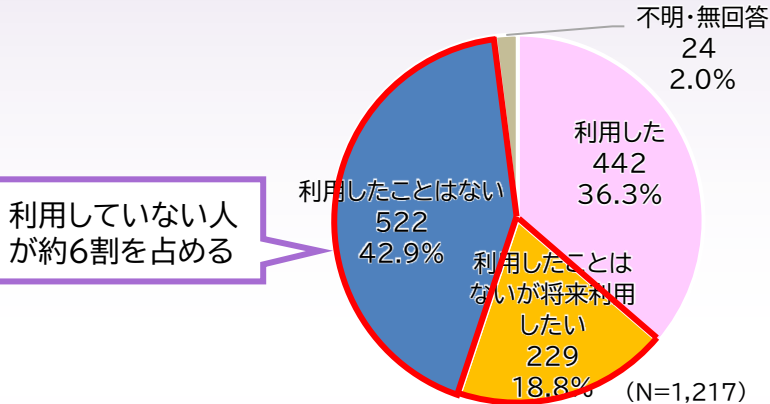


凡例 そう思う ややそう思う どちらでもない あまり思わない そう思わない 不明・無回答

3. アンケート調査結果

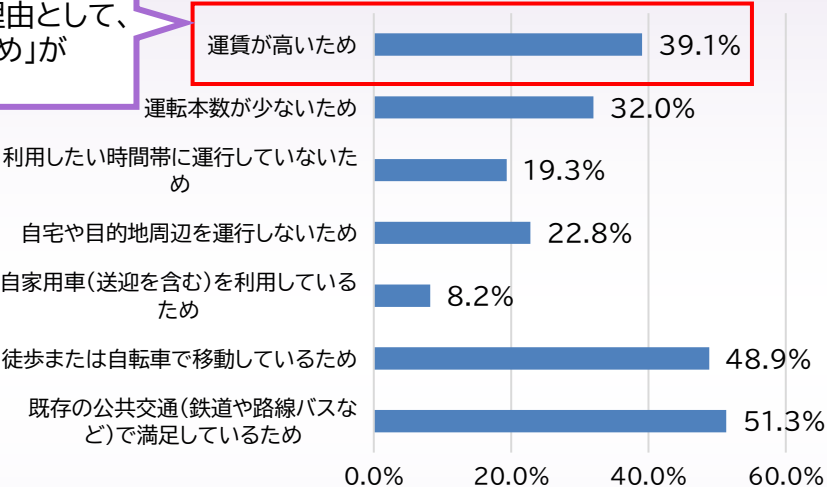
- ・さんまバスの利用意向をみると、「利用したことはないが将来利用したい」と「利用したことはない」の合計は6割以上を占める。
- ・さんまバスを「利用したことはない」と回答した人の理由のうち、運行に関する理由として最も多い回答は「運賃が高いため」であり、年代別集計をみると高齢者からの回答が多くなっている。このことから、高齢者に対する運賃の割高感の軽減により利用率の向上が期待できる。
- ・自由回答ではシルバーバスの適用を求める意見やGoogleマップへのバス停情報の掲載を求める意見がみられた。

さんまバスの利用意向（R7アンケート結果）



さんまバスを「利用したことはない」と回答した人の利用していない理由（R7アンケート結果）

運行に関する理由として、「運賃が高いため」が最も多い



自由回答（R7アンケート結果）

【さんまバスの運行について】

- ・とても便利で移動がしやすく、目黒区役所へ行く時等、非常に良いです。(60～64歳)
- ・「田道ふれあい館前」では往復で停車するようになりよかった！(70歳以上)

【さんまバスの運賃について】

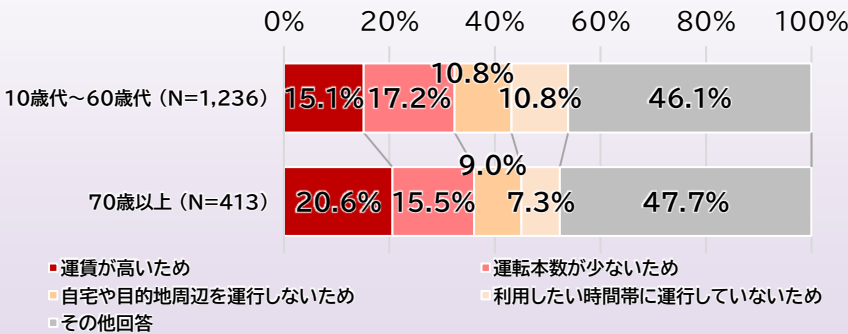
(さんまバスを利用していない70歳以上の方の回答)

- ・コミュニティバスなので、料金を安くしないと利用頻度は増えないと思います。
- ・年金生活者にとって運賃が高いと思います。シルバーパスが使えたら助かりますが…
- ・シルバーパスを使えるようにしたら、もっと利用者が増えると思う。今なら、路線バスと徒歩による手段でカバー出来ている。

【さんまバスの運行情報について】

- ・Googleマップの検索で全く出てこないため、所要時間が読めず使えません。(40歳代)
- ・乗り換え案内などの検索サイトに時刻が出てこないの、使いにくそう。(30歳代)

■「さんまバスを利用していない理由」の年代別集計



4. 乗車率向上等に向けた取組

- ・さんまバスについて、高齢者の運賃負担を軽減し、利用者数増加を図るため本年4月より高齢者割引を実施した。7月31日時点の割引証の発行枚数は660枚と多くの方から申請受付をいただいている。
- ・4月～6月の令和7年度との比較では、運賃が上昇したにもかかわらず運賃収入の増加率に対し、利用者数の増加率が大きく、高齢者割引を利用し乗車している人数が相当数いることが推測される。
- ・検索サイトでさんまバスの情報が得られないとの要望を受け、Google マップへのバス停情報の掲載を実施した。
- ・更に、高齢者にスマートフォン利用の不慣れな方が多いと思われることから、Googleマップの操作手順チラシを高齢者センターの講座内で配布し、施策の認知向上と若年層から高齢者までの利用増加を図った。

高齢者割引施策の導入

実施目的	アンケート結果で得た高齢者からの運賃に対する要望や、普通運賃の値上げを踏まえ、運賃の負担軽減策を実施し、さんまバスの利用の維持・増加を図る。
申請場所	目黒区役所6階 都市基盤整備課窓口、WEB、郵送



高齢者割引の利用の様子



高齢者割引の周知チラシ



■4月以降の大人料金の運賃収入、利用者数の増加率

日程	4月	5月	6月
運賃収入 R7-R8増加率	109%	117%	115%
利用者数 R7-R8増加率	117%	124%	123%

※高齢者割引による運賃収入および利用者数は、運賃箱の仕様上、普通運賃での乗車と区分して集計できず、「大人現金」及び「大人IC利用」に含まれるため、両項目の合算値による数値。

Google マップへのバス停情報の掲載とチラシ配布

実施目的	アンケートの自由意見や地域公共交通会議での意見から、さんまバスが容易に経路検索できることによる、利便性向上と新規顧客の確保を図る。また高齢者向けチラシの配布によりGoogle マップ上での経路検索、時刻表確認の利便性向上を図る。
チラシの配布	6月23日より田道ふれあい館内の高齢者センターにて配布開始



地図データ ©2026



Googleマップの操作手順チラシ

■高齢者を対象とした講座での周知活動

田道ふれあい館内の高齢者センターで行われる、スマートフォン関連の3種の講座で参加者へ直接チラシを配布した。

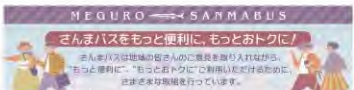
配布対象講座	・Googleレンズ機能を使ってみよう！ ・カレンダーを使いこなそう ・スマホ個別相談
--------	---

4. 乗車率向上等に向けた取組

- ・東部地区のさんまバス運行ルート沿線全戸に対して、東部地区交通協議会よりさんまバスに関するニュースレターを配布することで、施策の周知による利用促進と利用率の周知によるさんまバスの存続に対する危機感の共有を図った。
- ・4月より目黒区総合庁舎・厚生中央病院でのさんまバスや高齢者割引証を紹介するPR動画の放映を開始した。5月からは東京共済病院でも放映を開始した。

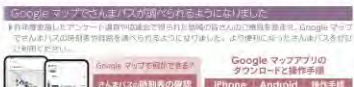
東部地区交通協議会での広報活動 ニュースレターの配布

実施目的	高齢者割引やGoogle マップへの路線情報の掲載の周知による利用促進及び現状の利用率周知
配布対象	東部地区内のさんまバス運行ルート沿線地域約16,000戸



さんまバスをもちと便利に、もっとおトクに!

さんまバスは地域の皆さんにのびのびと利用できるように、Google マップで検索できるようにしました。



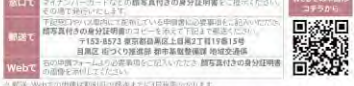
Google マップでさんまバスが調べられるようになりました。



Google マップアプリのダウンロードと検索方法。



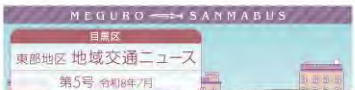
70歳以上の高齢者は高齢者割引が利用できます。



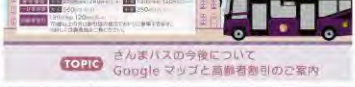
高齢者割引の申請方法。



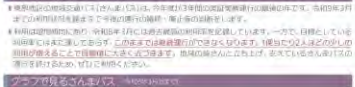
Webでの申請方法。



東部地区交通協議会での広報活動。



TOPIC さんまバスの今後について。



停止の危険にあるさんまバス。



グラフで見るさんまバス。



1便あたりあと2人以上の乗客が必要。



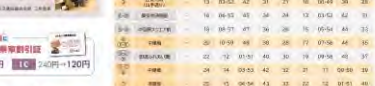
さんまバス停所図。



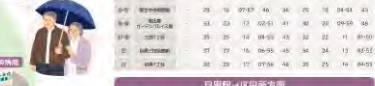
区役所→目黒駅方面。



目黒駅→区役所方面。



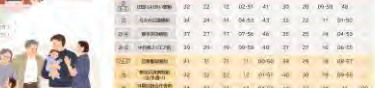
目黒駅→区役所方面の時刻表。



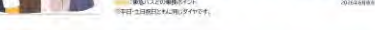
区役所→目黒駅方面の時刻表。



目黒駅→区役所方面の時刻表。



区役所→目黒駅方面の時刻表。



目黒駅→区役所方面の時刻表。

PR動画

実施目的	さんまバスの主要な目的地となる区役所、病院等でさんまバスの概要や高齢者割引証を紹介を行い、利用促進を図る
放映場所	・目黒区総合庁舎(4月1日～) ・厚生中央病院(4月1日～) ・東京共済病院(5月14日～)
放映内容	・さんまバスの概要紹介 ・ルートと沿線主要施設を紹介 ・各放映場所でのバス停案内 ・運賃と高齢者割引の紹介



MEGURO → SANMA BUS

区内初の地域交通バス。さんまバス



020

さんまバス運賃

大人:250円 小児:130円

目黒区発行の割引証で70歳からは半額!



さんまバス

5. 今後の取組

- ・さんまバスの利用状況を踏まえた乗車率向上等に向けた取組を行うことで、継続運行に必要な目標値の達成を目指す。
- ・今年度末の実証運行終了後の継続運行の可否については、令和9年4月以降に様々なデータから総合的に判断を行う。

1 令和8年度の運行計画について

東部地区交通協議会の取組として、4月より高齢者割引を開始し、併せてチラシによる高齢者割引の周知を行った。

また5月にGoogle マップへの路線情報掲載により、利便性向上と利用増加を図った。高齢者向けGoogle マップ操作手順のチラシを高齢者センターに配布することで若年層のみならず、高齢者までの利用の増加を図った。

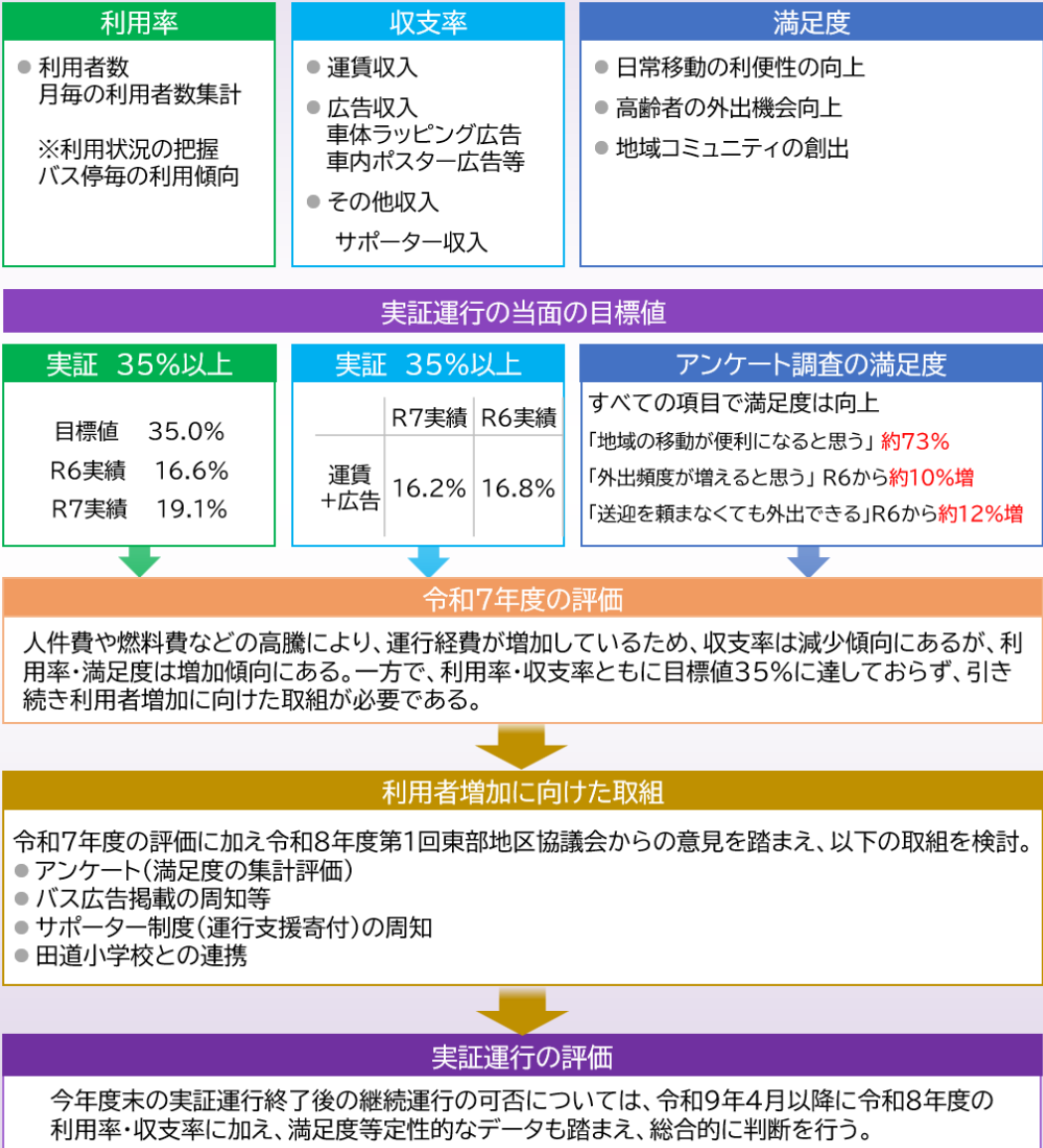
2 さんまバスの利用促進に関する取組について

東部地区交通協議会で意見があった、田道小学校と連携した取り組みや周知活動を行う。

また、さんまバス利用者の属性や高齢者割引の利用状況を把握するため、乗降調査を行う。

3 本格運行を目指した実証運行の事業評価について

- 実証運行の継続判断は、以下3つの基準項目を評価します。
1. 利用率:運行本数に対する利用者数の割合
 2. 収支率:運行経費に対する収入の割合
 3. 満足度:実証運行後の利用者の意見



北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

1.これまでの検討状況

- ・北部地区では、3つの団体(駒場地域交通研究会・東山三丁目地域交通研究会・さんまバスを走らせる会)で地域住民による勉強会が開催されており、国道246号を境界に南北2地域に分けて北側から検討を行っていたが、今年度、北部地区(北側)交通協議会が設立された。
- ・前回地域公共交通会議後(令和7年2月開催)、駒場地域交通研究会と関係町会・自治会とともに試走会を実施した。

■これまでの検討状況

- ・駒場地域においては、「交通事業者によるデマンド型乗合交通」は、ドライバー不足による運行体制の確保や、高額な運賃による利用者負担が課題となることから、利用者から運賃を徴収しない**ボランティアドライバーによる運行を想定**している。
- ・本運行は駒場地域内の移動支援を目的としたものであり、既存の公共交通を補完する位置付けとし、**運行エリアを拡大する予定はない**。



北部地区と国道246号線

車両タイプ

ハイエース(乗車定員10人)



出典:TOYOTA

運行方式



- ・車両制限令や現地の道路幅員状況等を踏まえ、ハイエースを想定
- ・予約に応じて運行するデマンド方式を想定した、ミーティングポイントを設定
- ・当面は路線定期運行とし適宜見直しを行っていく

■令和7年度第2回地域公共交通会議以降の検討状況

R8年2月	・ 令和7年度第2回地域公共交通会議
R8年3月	・ 北部地区国道246号北側協議会準備会 ・ 試走会(北側)
R8年5月	・ 目黒区内部検討会 ・ 運行事業者(東急バス・京王バス)打合せ ・ 小田急バス バス停共用の可否確認 ・ 警視庁打合せ ・ 第1回北部地区(北側)交通協議会
R8年6月	・ 交通管理者(目黒警察・代々木警察・交通規制課)現場確認 ・ 警視庁駐車対策課打合せ

■令和7年度第2回地域公共交通会議での意見

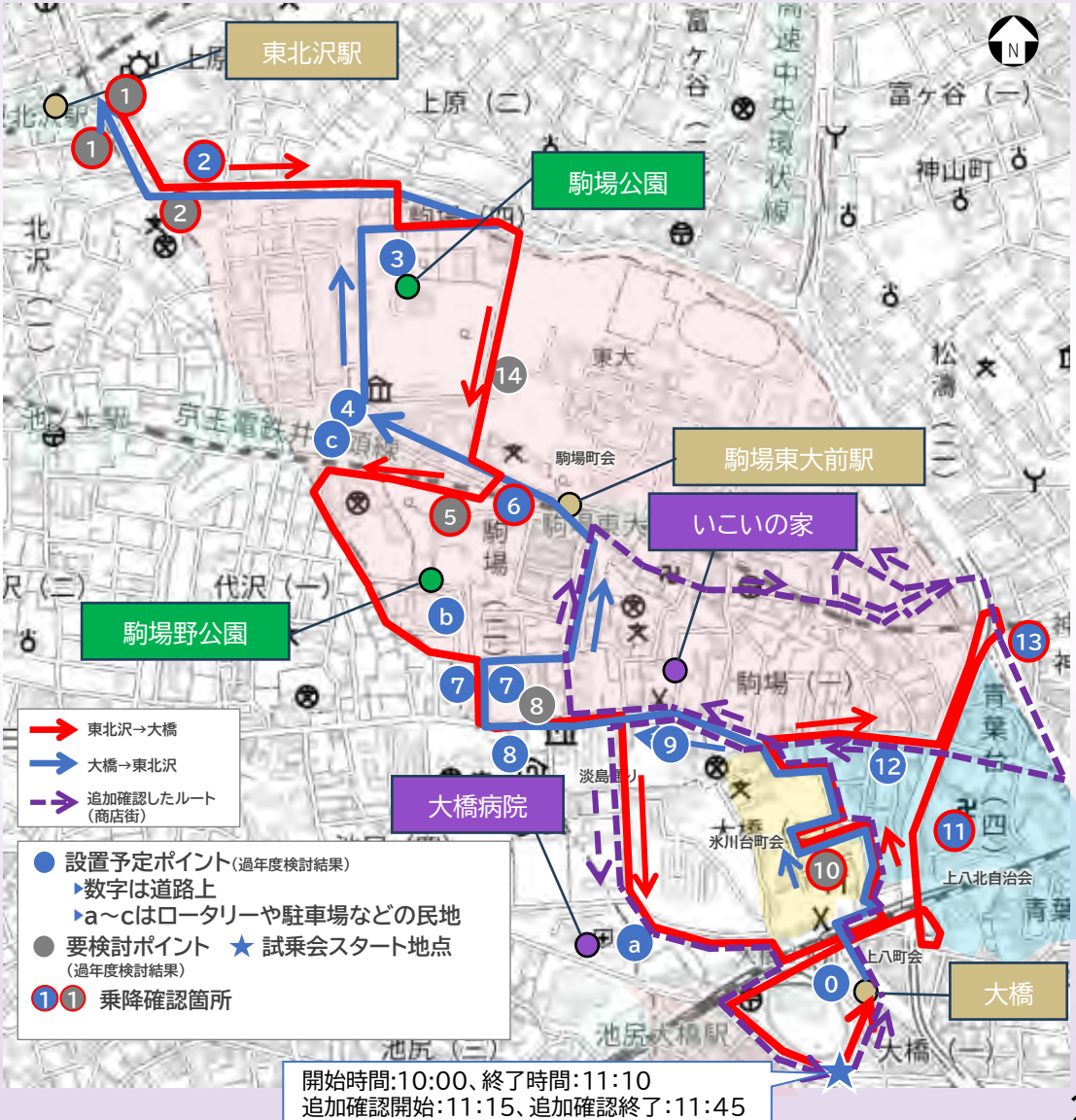
- ・役割分担について、どこまで地域で行うのかといった課題がある。
- ・事業者で行う場合は2種免許を取得しているが、今回の場合は1種免許であるため、安全管理を徹底するべきで、その点が、事業者で行うメリットでもある。
- ・既存の路線バスへの影響も考慮し、慎重な検討をお願いしたい。

2.試走会の実施

・北部地区(北側地域)での地域交通の導入に向け、実際に懸念となる項目や地域の意見を聴取するため試走会を実施した。

開催日時	2026年3月30日(月)10:00~11:45
参加者	駒場町会:4名 氷川台町会:1名 さんまバスを走らせる会:2名 ドライバー(駒場):1名 目黒区:3名
ヒアリング内容 (利用者)	①乗降のしやすさや車内移動、揺れや急ブレーキの有無 ②安全上懸念がある点 ③ルートやミーティングポイントへの意見等
ヒアリング内容 (ドライバー)	①運行開始の便数、休憩時間の希望 ②歩行者・自転車との交錯箇所等 ③総合的な運転負担等

	ミーティングポイント名称	位置付け
0	大橋(既存バス停)	起終点
1	東北沢駅前	起終点・駅
2	松陰学園前(既存バス停)	経路上
3	駒場公園(正門前)	公園
4	日本民藝館前	経路上
5	都立国際高校西側	経路上
6	駒場東大前駅	駅
7	NTT DATA駒場研修センター前	経路上
8	駒場(既存バス停)	経路上
9	松見坂上バス停周辺 (都立駒場高等学校前)	病院・福祉施設 (いこいの家)
10	上目黒氷川神社北	氷川台町会内
11	松見坂マンション前	—
12	松見坂下(既存バス停)	経路上
13	東大前(旧既存バス停)	—
14	東大グラウンド入口	経路上
a	東邦大学大橋病院(入口車寄せ)	病院・福祉施設
b	駒場体育館(駐車場)	公園
c	日本民藝館前(駐車場)	経路上



2.試走会の実施

- ・利用者からは運行時の安全性とミーティングポイントの設置場所、ボランティアドライバーからは就労環境やルートの安全性に関する意見が寄せられた。
- ・意見を踏まえ、「手すりやステップが整備されている福祉車両の検討」、「商店街ルートの検討」、「ドライバーの募集状況を踏まえた運行頻度の設定」を行っていく。

車 両 に 対 す る 意 見	● 乗降のしやすさ(段差・ステップ・手すり・乗降地点の障害物) ・ 段差が少し高い。もう1段ほしい。 ・ 手すりが少し高い。助手席側にも手すりがほしい。 ・ 最後部座席のシートベルトの位置がわかりづらい。 ● 車内移動(通路幅・握り手・安定性)、揺れ・振動(カーブ・発進・停止)、減速・加速の丁寧さ ・ 特段問題ない。	助手席側手すり無し 段差がやや高い 手すりの位置が 少し高い 
利用 者 か ら の 意 見	ル ー ト ・ ミ ー テ ィ ン グ ポ イ ン ト に 対 す る 意 見	
ド ラ イ バ ー か ら の 意 見		

3.試走会を踏まえた交通管理者・バス事業者との協議

・試走会を踏まえ、交通管理者やバス事業者(東急バス・京王バス・小田急バス)とルート案やミーティングポイント案について協議を行った。

→(交通管理者)

ルートやミーティングポイントは、現地確認を行った上で判断する必要がある(結果は次ページに記載)。

バス停の共用に関して地域公共交通会議で協議し、運行開始の約2か月前までに関係者の合意を得る必要がある。

→(バス事業者)

東急バスからは、運行管理の受託は難しいが、バス停の共用は可能であり、今後運行時間等の調整が必要。

京王バスからは、無償輸送が既存のバス路線に与える影響が大きいため、バス停の共用は難しい。

小田急バスからは、運行時間調整と車両判別に関する条件付きでバス停の共用は可能。

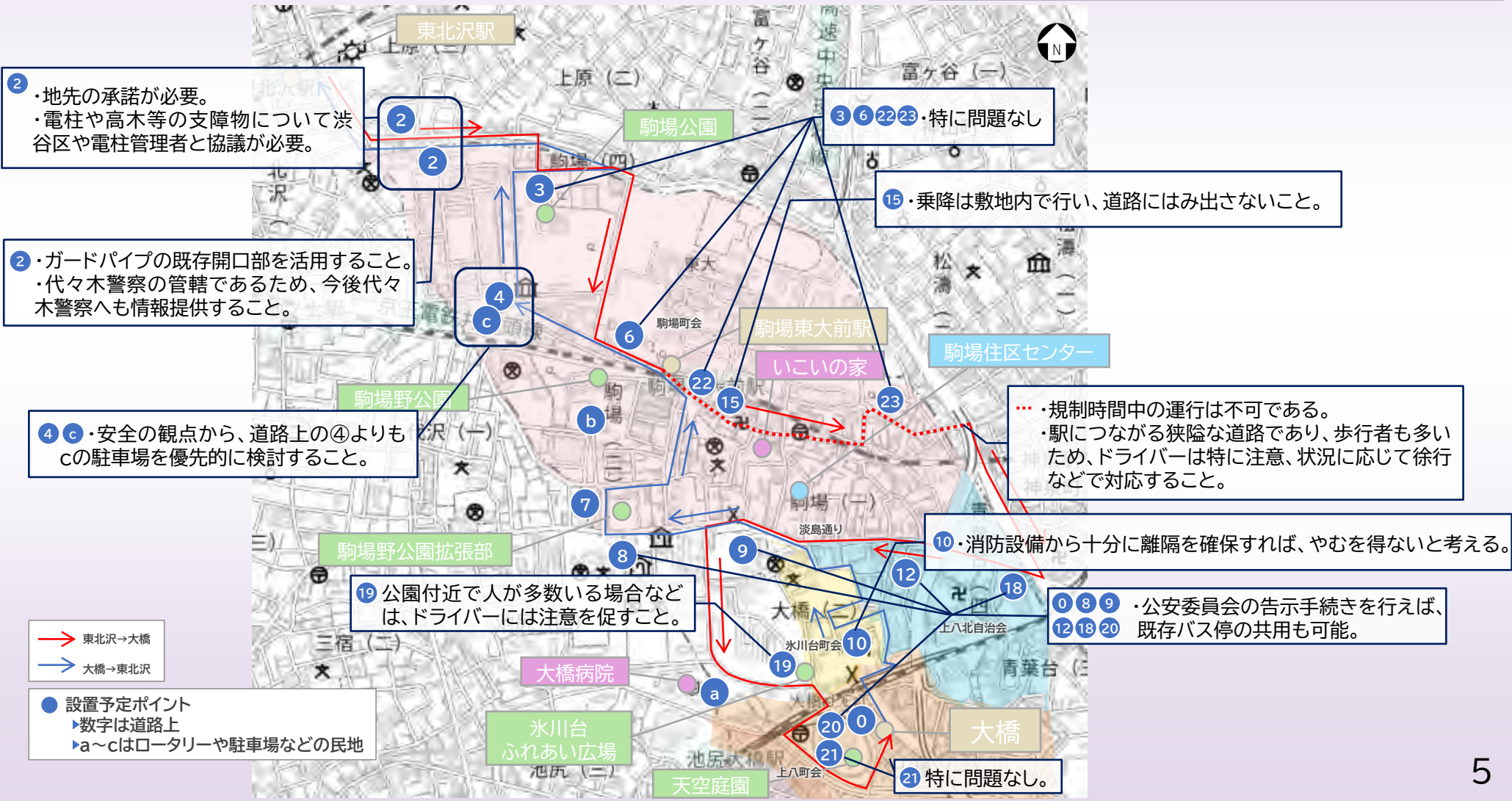


東急バス バス事業者 京王バス 小田急バス	・運行事業者は誰になるのか? ⇒目黒区:地元で協議会を立ち上げて運営してもらい、区が地域の取組や経費の一部を支援する予定。 運行管理のノウハウについて、協力してもらう方向で調整。 ・運行管理の受託について、利益が発生する時点で営業目的になるので、委託を受けることは難しいと認識している。 ⇒目黒区:まずは定時定路線で運行を開始する予定で、運行管理について今後相談しながら進めていく。 ・バス停供用について、使用可能と判断する。今後具体的な運行時間等について協議を行うこと。
	・無償輸送は既存のバス路線に影響が大きく、原則として容認することが難しい。バス路線と重複する可能性があるミーティングポイントは除外していただきたい。 ・バス停を共用している渋谷55系統は、特に苦戦している路線。A 東北沢駅や B 東大前バス停から渋谷駅へ行く際、バスで行くよりも地域交通を利用して池尻大橋駅を経由した方が安く行けてしまうため、バスの利用者が減少してしまう。 ・仮に地域交通が定着し、拡大していくとなると(例:運行エリアの拡大)、路線バスに大きな影響を与えることを懸念している。 ・渋谷区や世田谷区に跨るのではなく、あくまで目黒区内で完結して欲しい。
	・バス停の共用に関して、路線バスと重複する場合は、可能な限り運行に支障をきたさない運用を行うこと。 ・一般車両の不法侵入と混同しないようボランティア車両には区の承認を得た車両とわかる表示(ステッカーなど)をすることを条件に可能とする。

4.交通管理者との現地確認

- ・交通管理者との協議の中で判断が保留となった走行ルート・ミーティングポイントについて現地確認を行った。
- ・バス停の共用について、関係者で合意をして、所定の手続きを行えば、無償輸送でも共用可能。

※現時点での検討ルート、ミーティングポイント案であり、決定したものではありません。
「北部地区(北側)交通協議会」資料をもとに作成



5.運行ルート案等の設定

- 運行ルートに関して、試走会や関係機関との協議を踏まえ、以下の点を勘案して基本ルート案を設定した。
 - 運行地域内の主要な施設である「駅」「公共施設」「病院・福祉施設」「公園」近傍のミーティングポイントを周回するルート
 - 井の頭線北側エリア(③④⑥)及び駒場野公園周辺エリア(⑥⑧)へのアクセス、また既存路線バスへの乗換による大橋(⑩)から中目黒駅方面へのアクセスに留意
 - 関係機関等の調整の結果商店街のルートを設定することで、いこいの家、駒場住区センター等公共施設へのアクセス性向上と駒場3丁目住民の利便性向上が可能

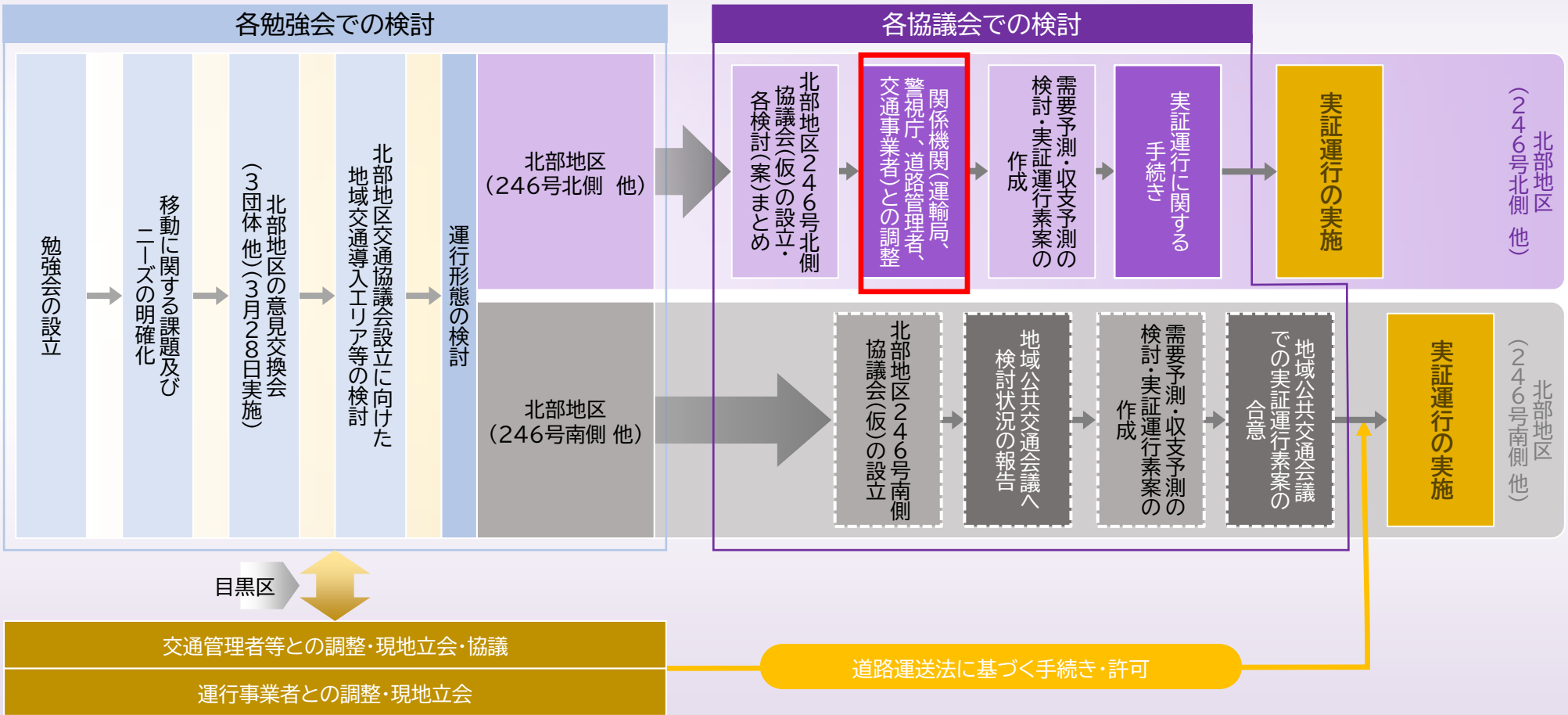


	ミーティングポイント名称	位置付け
0	大橋(既存バス停)	起終点
2	駒場4丁目	起終点
3	駒場公園(正門前)	公園
4	日本民藝館前	文化施設
6	駒場東大前駅	駅・公園
8	駒場(既存バス停)	既存バス停・公園
9	松見坂上バス停(既存バス停) (都立駒場高等学校前)	福祉施設(いこいの家) 公共施設(住区センター)
10	都営住宅前	利用者の拠点
12	松見坂下	既存バス停
15	老人ホーム(完成後の設置)	福祉施設(いこいの家) 公共施設(住区センター)
18	青葉台4丁目	既存バス停
19	氷川台ふれあい公園前	公園
21	オーパス夢広場前	池尻大橋駅への乗換
22	セブンイレブン目黒駒場1丁目店前	⑮完成までのMP
23	炊事門前	利用者の拠点
a	東邦大学大橋病院(入口車寄せ)	病院
c	日本民藝館前(駐車場)	文化施設

※現時点での検討ルート、ミーティングポイント案であり、決定したものではありません。
「北部地区(北側)交通協議会」資料をもとに作成

6.今後の進め方

- 国道246号北側地域では、協議会設立後、具体の検討を行い、その結果を地域公共交通会議に報告、また関係機関等との合意形成を図りながら実証運行計画(案)をとりまとめ、実施に向けて手続きを進めていく。
 ⇒現在は交通管理者との協議と並行して地先住民や施設管理者へ交渉中。令和8年度内に実証運行を目指して地域の取組を支援していく。
- 国道246号南側地域との連携は、運行主体などが異なることが想定されるため、既存バス停の大橋を結節点として、民間路線バスとの乗換の拠点となることを含め、引き続き地域の取組を支援していく。



※北側は、道路運送法上の許可・登録を要しない運送のため地域公共交通会議での合意は必須ではない。
 南側は、既存交通事業者と調整し運行形態を決めていく想定のためフローに違いが生じている

「令和 7 年度 目黒区地域公共交通会議【第 2 回】」議事録

- 日 時 : 令和 8 年 2 月 16 日 (月) 10:00~11:30
- 場 所 : 目黒区総合庁舎 4 階 政策会議室
(目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号)
- 出席者 : 委員の出欠については、別紙「出席者名簿」のとおり
NPO 法人サンクスネイチャーバスを走らす会 2 名
事務局 街づくり推進部都市基盤整備課 3 名
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 4 名
- 公開・非公開 : 公開
- 傍聴者 : 0 人
- 配付資料 : 資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿
資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱
資料 3 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について
資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について
資料 5 サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について
資料 6 令和 7 年度第 1 回目黒区地域公共交通会議議事概要
参考資料 1 令和 7 年 8 月 7 日開催目黒区地域公共交通運賃等協議会資料
参考資料 2 令和 8 年 2 月 16 日開催目黒区地域公共交通運賃等協議会資料
- 会議次第 : 1 開会
2 委員紹介
3 議題
(1) 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について
(2) 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について
4 報告事項
(1) サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について
5 閉会

[議事進行]

次第 1 「開会」

会長（まちづくり推進部長）より挨拶。

次第 2 「委員紹介」

資料 1 「目黒区地域公共交通会議委員名簿」のとおり、事務局より報告。

(補足説明)

○会長 今年度変更された方は、資料 1 の赤枠の 2 名の方となる。

次に、目黒区地域公共交通会議傍聴要綱に基づき、本会議を公開とし、傍聴可能とします。本日の傍聴希望はありません。

次第3「議題（1）東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について」

資料3「東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について」の概要について事務局より説明。

〔質疑応答〕

- 委員）今後、高齢者に対して割引を検討すると説明していたが、妊婦の方等に対する割引の検討は実施しないのか。
- 事務局）令和6年度と令和7年度に実施したアンケート調査から、さんまバスの利用は高齢者の割合が高いことを把握している。さらに「運賃が高い」といった意見が高齢者から多数挙げられていることが課題であるため、高齢者割引の導入を検討することとなった。妊産婦等への割引施策については引き続き検討する。
- 委員）さんまバスの実証実験運行の期間は3年間であるが、初年度はさんまバスの認知が遅かったと認識している。今回導入が検討されている高齢者割引が住民に認知されるまでどの程度の期間がかかるかが不安要素として挙げられる。
- 事務局）高齢者割引は来年度より実施予定であるが、皆様から是非PRいただきたい。
- 委員）さんまバスのバス停は、目黒区総合庁舎バス停を除きGoogleマップに表示されない。Googleマップで経路検索ができると利用率が向上するのではないか。現在取り組みを進めているのであれば、状況を伺いたい。
- 事務局）さんまバスは東急バスが運行している関係で、地図上に表示できるデータとしてさんまバス単独のデータがない。そのため、現在は東急バスにデータ分割の依頼を行うとともに、Googleマップへの登録に費用がかかるか等について確認している。引き続き取り組みを進めていきたい。
- 委員）Googleマップへの申請は無料であると認識している。またGoogleマップ以外にもYahoo!マップ等主要な検索サイトへの掲載を検討いただきたい。
- 委員）割引施策のアイデアとして、目黒区役所を利用した人に対するさんまバスの利用券の配布や、ルート上に選挙投票所が複数あることを踏まえて選挙の投開票日に無料にすること、また東急バスの全線定期券を所持している人に割引を適用する等を実施してはどうか。また以前に東急バスの別路線で田道小学校の生徒が車内アナウンスを実施したことがあった。さんまバスでも小学生の車内アナウンスの実施や車内に子供の絵の展示をすることで子供や保護者への利用啓発につながると考えられる。
- 事務局）割引については、利用率と収支率のバランスを考慮し、3年間の実証実験運行の中で実現可能な施策を引き続き検討する。車内アナウンスについては東急バスと調整し、検討を進める。
- 委員）一般的な路線バスの利用者は、スマートフォンの乗換アプリ等で乗換案内を検索して乗車するため、アプリや地図での表示によって利用率が向上すると思われる。乗換案内アプリと連携した取り組みは実施しているか。
- 事務局）乗換案内アプリや地図との連携した取り組みは実施していないが、東急バスのバスナビには掲載しており、バスナビで運行情報の確認が可能である。
- 委員）令和7年度の収支率の実績値はあるか。

- 事務局) 収支率は普通運賃の収入と車両ラッピングの広告収入から算出しており、3 月に令和 7 年度の収支率が判明する。昨年より利用率は向上しており、車両ラッピングは令和 7 年度も実施しているため、令和 7 年度の収支率は令和 6 年度より向上する見込みである。
- 委員) 利用率は現在 2 割程度であり、目標の半分程度となっている。今後利用者増加が見通せないとは本格運行は困難であると思われる。前回の地域公共交通会議でも様々な施策が検討されていたが、利用促進策の実施効果を把握する必要があると考える。
- 事務局) 利用率、収支率について現状では目標に未達という状況である。利用促進策を実施しないと利用率、収支率が変動なし、あるいは低下すると想定されるため、様々な施策を検討している。その中で、アンケート結果より 70 歳以上のさんまバスの利用が 2 割から 3 割と多かったため、まず高齢者割引を検討した。
- 委員) 「70 歳以上のさんまバスの利用が 2 割から 3 割」というのは何年度のアンケート結果からか。
- 事務局) 昨年の 11 月に実施したアンケートの速報値より算出している。さんまバスは高齢者の利用が多く、且つさんまバスを利用しない理由として「運賃が高い」と回答した高齢者が多くいることから、割引施策の実施により高齢者の利用増加が見込まれる。
- 委員) そのような施策を実施することはよいと思うが、その施策によってどの程度収支率の向上が見込まれるか検討することが今後の課題と考える。
- 委員) 前述の意見は重要である。公的資金が導入されていることから、施策の実施による収支率の向上見込を明確にする必要がある。以前、目標値 35%を達成するため、1 便当たりの必要乗車人数の試算をしていたと思う。今回も同様の試算が必要と考える。高齢者割引を考慮した 1 便当たりの必要乗車人数の試算はできているか。
- 事務局) 高齢者割引実施前の現在の状況での収支率の目標は試算しており、片道 1 便当たり 6 人以上、往復で 12 人の乗車が必要な状況にある。高齢者割引を実施した場合の試算はできていないが、1.5 倍程度の乗車人数が必要になると考えられ、片道 1 便当たりでは 9 人から 10 人程度となるとと思われる。
- 委員) おそらくもっと多くの乗車人数が必要になるとと思われる。さんまバスの利用をさらに増加させるためには、さんまバスがなぜ運行しているか地域住民が理解し、地域で支えるという意識を持ってもらう必要がある。そのために認知度向上に向けた取り組みや運行目的等の周知は引き続き検討いただきたい。
- 会長) 利用率、収支率の目標が未達の場合は、事業継続が困難になると広く周知するべきだということは認識している。引き続き周知活動、利用促進活動に取り組んでいく。

〔議事進行〕

次第3「議題（2）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」

資料4「北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」の概要について事務局より説明。

- 委員) ボランティアドライバーについて、その確保は地域で実施すると説明があったが具体的な想定を伺いたい。
- 事務局) 現在、駒場地域勉強会で町会や団体の中からドライバーの候補を挙げていただき募集しているところである。目黒区でもドライバーの確保は重要と考えており、引き続き地域と連携して対応していくことになる。
- 委員) 京王バスは渋谷駅から東北沢駅に至るバス路線を運行しており、以前目黒区よりバス停共用の打診があった。その際、導入する交通はデマンド型の乗合運行という話であったため、松陰学園前のバス停の共用については可能との見解を示した。今回ボランティア運送での検討との説明を受けて正直驚いている。既存の路線バスへの影響も考慮し、慎重な検討をお願いしたい。
- 事務局) ボランティア運送を検討した経緯として、車両が小型であるのにも関わらず、運賃がバスと同等であることへの住民の理解が得られなかったことがある。既存の交通と競合するような運行は考えておらず、既存の交通への乗換を想定している。運行計画、車両形態が確定した際に改めてバス停共用等の協力について調整したい。
- 会長) 北部地区については、当初計画の内容から地域住民の意向が大きく変わり、ボランティア運送を検討している。検討の進捗状況は引き続き関係各所に報告する。
- 委員) ボランティア運送の場合、予約管理等を地域が実施すると説明があったが、どのような体制をイメージしているか。事故等、運行の安全性を考慮すると地域側のリスクが大きいと感じる。
- 事務局) 資料に記載した実施フローは他の自治体の例を参考に記載している。今後、地域と行政の役割を模索していくこと検討している。
- 委員) 役割分担について、どこまで地域で行うのかといった課題もある。ボランティアドライバーが集まるとは考えにくく、また運行経費が安価であるからボランティア運送にすると安易に考えるのは疑問である。地域によってはタクシーを十分に確保できない場合もあるため、必ず予約が可能で利用ができる交通手段を増やすことが必要と考える。
- 事務局) 地域住民がドライバーを担う事例は多くあるが、そのような事例を北部地区にそのまま適用することはできないと考える。今回のボランティア運送は、ドライバーの確保を地域で行うことで、運賃を無料とするという地域住民の思いが強い状況である。一定程度ドライバーに報酬を付与する例もあるため、引き続き地域住民と運行計画を検討していく。またタクシーについては、バス事業者同様にドライバー不足が課題としてあると伺っている。事業者に依頼してもドライバーが確保できない可能性があることも、ボランティア運送を検討した経緯のひとつである。

〔議事進行〕

次第４「報告事項（１）サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について」

資料５「サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について」の概要について NPO 法人サンクスネイチャーバスを走らす会より説明。

- 委員）今後、自家用有償旅客運送で運行を行うということだが、旅客運送の中で安全管理が課題として挙げられる。運行管理は安全に配慮して適切に実施する必要がある、そのためには相応の費用を要することを考慮して検討されたい。
- 委員）自家用有償旅客運送は第一種運転免許のみで運行できるため、バス事業者としては、その運行が拡大して既存の公共交通と競合することを懸念している。既存の公共交通と競合しないよう慎重に検討いただきたい。
- 委員）前述の意見は重要である。商業施設等がない住宅地での運行費用の捻出は困難であるため、旅客運送事業の枠内で検討する必要がある。例えば一般貸切旅客運送事業の場合、事業者で車両管理や乗務員の確保、教育を実施する。運行形態は貸切であるため、乗客から直接運賃を徴収しない形で運行が可能である。このように様々な可能性を模索し、地域のための交通として引き続き運行することを期待している。

〔議事進行〕

次第「５ 閉会」

（補足説明）

- 事務局）本日頂いた意見を踏まえて検討を進め、適宜地域公共交通会議に報告させていただくこととする。サンクスネイチャーバスについては、引き続き関係機関と調整させていただく。次回は今後の進捗に合わせて開催を案内する。なお次回もリモート併用とさせていただく予定である。

以 上

令和7年度 目黒区地域公共交通会議【第2回】

開催日時：令和8年2月16日（月）

開催場所：目黒区総合庁舎 4階 政策会議室

No.	所属・役職等	氏名（敬称略）	出欠席	Web出席	備考
1	目黒区街づくり推進部長	清水 俊哉	○	-	
2	目黒区都市整備部都市計画課長	小林 博	○	-	
3	目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長	山下 晃由	○	-	
4	東京都交通局自動車部計画課長	井上 清一	-	-	欠席
5	東急バス株式会社運輸事業部計画部計画グループ課長	石 洋一	○	-	
6	小田急バス株式会社バス事業本部計画部部长	宮下 誠	-	○	
7	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長	三浦 裕介	○	-	
8	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	富樫 秀樹	○	-	
9	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会専務理事	高橋 哲哉	-	○	代理
10	目黒区町会連合会	三柴 伸生	○	-	
11	目黒区商店街連合会	諏訪 尊	○	-	
12	目黒区老人クラブ連合会	山口 武志	-	-	欠席
13	区民（公募）	張替 鋼一	○	-	
14	区民（公募）	湯浅 マッケイン 周子	-	○	
15	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官	小林 聡	○	-	
16	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会事務長	永見 則雄	○	-	
17	東京都交通運輸産業労働組合協議会ハイタク部会事務長	奥村 公章	○	-	
18	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所管理第一課長	岡村 隆行	○	-	
19	東京都建設局第二建設事務所管理課長	羽石 幸一	○	-	
20	目黒区都市整備部土木管理課長	久能 淳	○	-	
21	警視庁交通部交通規制課管理官（調査担当）	西東 俊郎	○	-	
22	警視庁目黒警察署交通課長	佐海 豊	○	-	
23	警視庁碑文谷警察署交通課長	原 泰朝	○	-	代理
24	東京都市大学建築都市デザイン学部准教授	稲垣 具志	○	-	
25	NPO法人サンクスネイチャーバスを走らす会会長	栗山 雅則	○	-	
26	NPO法人サンクスネイチャーバスを走らす会理事	斉藤 光彦	○	-	